

盛岡広域振興局長告示第27号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

平成28年3月29日

盛岡広域振興局長 浅 沼 康 揮

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 渋民田頭線
- 3 決定の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	敷地の幅員	延 長
盛岡市玉山区渋民字大前田50番6地先から八幡平市田頭第28地割	m	m
116番1地先まで	52.3~5.9	16,433.8

- 4 区域を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部及び土木部岩手土木センター
 - (2) 期間 平成28年3月29日から同年5月2日まで